

仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業 仕様書

1 委託業務の名称

仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

3 委託業務の目的

仙台市・福島市・山形市（以下、「三市」という。）では、南東北の県庁所在地三市の連携として、関係団体と仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）を組織し、「三市エリアの知名度向上」、「三市エリアへの誘客促進」等を目的とした交流人口の拡大施策を展開してきたところである。

東北地方の人口減少は全国に先んじて進んでおり、地域経済の縮小をはじめとして、地域の持続可能性の確保にも大きな影響を与えている。国内全体として人口減少を迎える中、観光を通じ国内外との交流人口の拡大による地域活性化が果たすべき役割がますます重要視されており、三市エリアにおいても地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大策の強化が必要なところである。

三市では、福島エリアの花見山や道の駅福島、山形エリアの山寺や蔵王、仙台エリアの瑞鳳殿や日本三景松島をはじめとした見所や、蔵王エコーライン、磐梯吾妻スカイラインなどといったダイナミックなドライブコース、牛タンや海鮮、さくらんぼや芋煮、桃や円盤餃子といった地域を代表する食、魅力的な温泉があり、多くの人を魅了するコンテンツを有しているほか空港や新幹線駅などの交通インフラの充実や、都市間のアクセスが優れているという利点がある。

そこで、本協議会では、令和5年度からの3ヵ年事業（※本協議会予算未成立のため、令和6年度の事業実施を担保するものではない）として、三市の広域連携により、これら各都市の強みを組み合わせた観光魅力の向上や、三市を中心としたエリアが旅行目的地として選択されるための訴求力の強化を図ることを目的とし、三市エリアの代表的な王道モデルコースいわゆるゴールデンルートの造成及びモデルコースを活用した商品造成、販売促進に取り組む。

1年目である令和5年度は、ルート設定に向けた三市エリアの強みや市場ニーズに関する調査・分析・情報収集を行い、それをもとにターゲットを設定したうえで、モデルルートを作成する。その後、旅行商品造成・販売を行い、誘客に向けたプロモーションを実施する。

4 業務内容

(1) 調査・設定

・現状の三市の旅行者の属性や居住地、魅力的なコンテンツ（観光スポットや体験等）について、市場ニーズ等を踏まえた調査・分析等を行うこと。調査手法については、

発注者へ提案すること。

- ・三市のコンテンツについて、三市エリアのコンテンツ集（規格：A4、ページ数：15頁程度、形式：PDF、PPT等での作成を想定）として整理し、契約期間内にデータにて納品すること。コンテンツ集については、発注者の使用を想定したものであり、各施設の概要と訴求ポイント、アクセス及び受入可能人数等のほか、本事業の実施に必要な情報について整理すること。なお、コンテンツ数については、各市5個以上、計15個以上とすること。

- ・収集した情報をもとに、三市の狙うべきターゲットについて、優先順位を付け、複数提示し、発注者とともに検討を行うこと。

- ・収集した三市のコンテンツや、設定したターゲットをもとに、三市の訴求テーマを設定の上、2泊3日程度を目安とした三市全てを周遊する概ね通年活用可能なコース（ゴールデンルート）を1つ設定すること。

- ・設定したコースについては、ターゲット層の心を掴める名称をいくつか提案のうえ、発注者とともにコース名称を設定すること。

- ・周遊コースについては、必ずしも、三市のみで構成するものではなく、近隣市町村を含めてもよいものとする（例：宮城県蔵王町、宮城県松島町など）。ただし、宿泊地は三市となるようにすること。また、立ち寄り地についても、宮城県・福島県・山形県以外は含めないこと。

- ・周遊コースについては、三市すべてを周遊するコースを提案するものとするが、抜粋により、福島・山形、仙台・福島、仙台・山形など二市のみでも周ることができるようなコース設定とすること。

- ・ゴールデンルートの活用可能性を広げるため、設定したゴールデンルートを基本としながらも、（1）で整理したコンテンツ集等も参考としながら、季節（春夏秋冬）ごとや、発着地、宿泊地（山形県内は村山地域内に限る）などにより、複数のルートを設定できるよう、宿泊先や立ち寄り先などのオプションを整理すること。

- ・また、ここまでの業務を踏まえ、今後三市として売り出していくべきコンテンツや、次年度以降の必要な取り組みについて提案すること。

（2）旅行商品等の造成・販売・プロモーション

- ・（1）で設定したルートについて旅行商品等の造成を行うこと。旅行商品等については、個人向け・団体向けどちらが初年度の取り組みとして効果的であるかを検討・提案のうえ実施すること。例えば、個人向けであればダイナミックパッケージの販売や、OTAへの掲載等、団体向けであれば、バスツアー等エスコート付き商品が想定されるが、その他より効果的な取り組みがあれば提案すること。

- ・造成した商品については販売目標数値を設定の上、販売およびプロモーションを実施すること。プロモーションについても、情報のリーチ数を設定の上、ウェブ広告等による販売サイトへの流入を図ること。

- ・旅行商品等の造成・販売にあたっては、三市それぞれへの宿泊者数をカウントすること。また、観光地への立ち寄り者数をカウントすること。立ち寄り者数の把握につ

いては、販売したコンテンツの販売数を集計するなどし、カウントすること。コンテンツについては、すでに販売している既存のものを含めてもよいものとする。なお、旅行商品等の販売実績から当該実誘客数の把握が困難な場合は、ウェブ上でアンケートなどを実施し、宿泊地や観光地の立ち寄り先、観光満足度について集計すること。なお、アンケートを実施する場合には、景品を用意するなどし、一定の回答数を得られるよう努めること。その際の景品については、三市の特産品等とすること。その購入及び発送については、受注者が責任をもって行うこと。

(3) 実施結果の分析及び報告書の作成

効果検証とし、作成したルートについて、旅行者を対象に興味関心をひく内容だったか、他の人に紹介したいか等について、アンケート調査等を実施し、ルートにかかる課題等、上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、次年度事業に向けた提案も盛り込むこと。

(形式：A4、PDF データ 納入期限：令和6年3月15日)

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、おおむね月1回程度打ち合わせの機会を設け、協議しながら業務を進めること。また、必要に応じて、各市の観光協会等の関係者と連携しながら事業を実施すること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。